

# 中国における少数民族政策の展開

——雲南省を事例として——

松 村 嘉 久

I はじめに	(1) 左傾化時代の経験
II 雲南省の概観	(2) 文革の清算
III 少数民族統合の試み	(3) 民族区域自治法の成立
(1) 解放当初までの状況	V 雲南省における少数民族問題
(2) 少数民族に対する国民統合の試み	(1) 民族間経済格差と国境貿易
(3) 土地改革と社会主義改造	(2) 少数民族言語政策とその動向
IV 雲南少数民族の社会変動	VI おわりに

キーワード：雲南省，少数民族政策，国民統合，経済格差，言語政策

## I はじめに

近年世界各地で頻発している民族紛争の多くは、国民国家の枠組みに依拠した政治的境界線に対する懐疑がその主因となっている。こうした境界に関する研究は、従来政治地理学の分野で関心を集めてきた。クリストフ (Kristof, L. K. D.) は境界線をバウンダリー (boundary) とフロンティア (frontier) に区別し、前者が中央政府による求心力の産物で政治的単位を分離するのに対し、後者は政治的単位に統合する過程の歴史的現象で、その特徴を社会的・政治的に未発達で中央政府からの統制が及びにくい点にある、と総括した<sup>1)</sup>。またジョーンズ (Jones, S. B.) は、場所と時代によって境界線の設定概念が異なることを指摘している<sup>2)</sup>。国民国家概念は、民族を「国民」に置き換えることにより、不明瞭なフロンティアにバウンダリーを画定する理

論的枠組みを与えたと見えよう。

第二次大戦後に植民地支配から独立したアジア・アフリカ諸国の多くは、まさに辺境地帯 (frontier district) に国境 (national boundary) を画定し、国境内に居住する複数の民族集団に国民統合を試みつつ、近代国民国家を形成してきた。こうした国民統合問題をめぐる従来のアプローチには、大きく分けて国民統合論とエスニシティー論の二つがある。前者は、中央政府側の視点から、民族集団が近代化政策に対しポジティブに対応していく過程に注目するもので、後者は、逆に民族集団側の視点から中央政府の近代化政策をとらえ直し、彼らの伝統性に注目してそのネガティブな対応を強調する傾向を持つ。近年では、この二つのアプローチを統一すべく、統合に向かうか、分裂に向かうか、国民統合過程に影響を与える要因を、歴史的・文化的・国際関係の視点から探求することが重視さ

1) Kristof, L. K. D., 'The nature of frontiers and boundaries', *Annals of the Association of American Geographers* 49, 1959, pp. 269-282.

2) Jones, S. B., 'Boundary concepts in the setting of place and time', *Annals of the Association of American Geographers* 49, 1959, pp. 241-255.

れている。<sup>3)</sup>

国民国家形成に際し、中央政府と辺境地帯民族集団の間には、国民統合をめぐる緊張が生じるのが常である。その緊張を緩和するために、中央政府は何らかの特殊な地域政策や民族政策を試みてきた。辺境地帯の国民統合過程に影響を与える要因は様々であるが、最も決定的・直接的な要因は独立後に中央政府が展開するこれら民族政策にあると言える。こうした民族政策を検討する際、それが如何なるイデオロギーに基づくかといった検討はもとより、マーフィー (Murphy, A. B.) が指摘するように、民族政策が創出され展開していく背景として、民族集団の分布・民族意識の強度・民族政策の決定環境等の地理的・歴史的な要因を考察する必要がある。<sup>4)</sup>

多民族国家中国では、現在55少数民族が中央政府により認定されている。1982年のセンサスによると、中国の少数民族人口は約6.7千万人で、全体の6.7%を占めるにすぎない。しかしその主な少数民族集居地区は、内蒙古モンゴル族自治区・広西チワン族自治区・西藏チベット族自治区・寧夏回族自治区・新疆ウイグル族自治区の5自治区、及び自治区に準ずる多民族省に指定されている貴州省・雲南省・青海省と広範囲にわたり、中国全土の面積の50%をこえる。これらの地区は国境沿いの戦略的・軍事的要所に位置するため、中国政府にとって少数民族の国民統合の成否は、彼らの人口規模以上の重要

性を持っている。中国の国民統合を考察したドレイク (Drake, C.) は、その空間的パターンが典型的な中心一周辺型 (core-periphery pattern) を示し、最も国民統合が遅れている地域として青海省・西藏自治区・雲南省・甘粛省を挙げている。<sup>5)</sup>

現在中国政府の少数民族問題に関する認識は、「事実上の不平等」と表現される民族間の経済的・文化的格差に限定され、政治的平等は基本的に解決済みとされている。<sup>6)</sup>つまり、民族間の経済格差・文化格差が縮小するに伴い、この「事実上の不平等」は解消するととらえられている。中国政府は、前者の対策として近年では内陸部開発や国境貿易の奨励に、後者の対策として少数民族教育、特に漢語の普及に取り組んでいる。しかしながら、両者の動向はこれまでは、必ずしも詳細には明らかにされてこなかった。

従来の中国少数民族研究において、量的には少ないものの、社会的・政治的事象から接近されることもあった。<sup>7)</sup>これらの研究により、中国全体レベルでの少数民族問題の枠組みは明らかになり、西藏自治区・新疆自治区・内蒙古自治区を事例とした研究蓄積は進んだ。ところが、本稿で事例とする雲南省の場合、烏居龍藏 (1870—1953年) や照葉樹林文化論の影響で、文化人類学・地理学等の立場からの文化的事象の研究に関心が集中してきた。<sup>8)</sup>少数民族の伝統文

3) 山影 進「アジアにおける国民統合問題—「国民統合の政治学」序説—」(平野健一郎・山影 進・岡部達味・土屋健治「アジアにおける国民統合—歴史・文化・国際関係—」, 東京大学出版会, 1988) 1—31頁。

4) Murphy, A. B., "Territorial policies in multiethnic states", *Geographical Review* 79-4, 1989, pp. 419-421.

5) Drake, C., "National integration in China and Indonesia", *Geographical Review* 82-3, 1992, pp. 310-312.

6) 関言「論歴史上遺留下来的民族間事実上の不平等」(中国社会科学院民族研究所編「社会主義民族関係文献集」, 雲南民族出版社, 1984) 585—594頁。

7) 例えば、①坂本忠忠「中ソ両国における少数民族政策の発展過程」, 共産圏問題10—9, 1974, 1—17頁。②佐々木信彰「多民族国家中国の基礎構造」, 世界思想社, 1988, 231頁。③加々美光行「知られざる祈り—中国の民族問題—」, 新評論社, 1992, 338頁。

8) 現地調査に基づく西南中国少数民族に関する代表的な民族誌には、以下の文献が挙げられる。①烏居龍藏「中国の少数民族地帯をゆく」, 朝日選書, 1980, 235頁。②周達生「中国民族誌—雲南からゴビへ—」, 日本放送出版協会, 1982, 198頁。③佐々木高明「照葉樹林文化の道—ブータン・雲南から日本へ—」, 日本放送出版協会, 1986, 253頁。④佐々木高明編「雲南の照葉樹のもとで」, 日本放送出版協会, 1984, 333頁。⑤鈴木正崇・金丸良子「西南中国の少数民族—貴州省苗族民俗誌—」, 古今書院, 1985, 282頁。⑥金丸良子・田畑久夫「中国雲貴高原の少数民族—ミャオ族・トン族—」, 白帝社, 1989, 166頁。

化が急速に変容しつつある現在、この種の研究の蓄積は急務であり、その重要性は増している。しかしながら、こうした伝統文化の変容を理解するには、それを包みこんでいる社会・政治システムの動向と関連させつつ、考察を展開する必要がある。このような観点は、少なくとも雲南省を事例としたわが国における既往の地理学的研究では、明確に打ち出されていない。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では中国雲南省を事例に、新中国成立から現在までの中国少数民族政策の展開に検討を加える。以下では、少数民族を中心に雲南省の現状を概観し（第Ⅱ章）、中国成立初期の少数民族に対する国民統

合の試み（第Ⅲ章）とその後の社会変動を少数民族政策の展開にそって検討し（第Ⅳ章）、「事実上の不平等」の緩和政策としての国境貿易と少数民族言語政策の動向を考察する（第Ⅴ章）。

## Ⅱ 雲南省の概観

雲南省は中国の南西端に位置する辺境省で、面積は日本とほぼ等しく39.4万 km<sup>2</sup> ある。西北は西藏自治区、北は四川省、東は貴州省・広西自治区に隣接し、西部・南部の省境はミャンマー・ラオス・ベトナムとの国境でもある。地形分類では山地が84%、高原が10%を占め、農耕に適した盆地はわずかに6%で、耕地面積は

第1表 第1級行政区別民族状況（1982年）

第1級行政区	総人口	漢族人口	少数民族		主要民族		
			人口	比率	民族	人口	比率
北京市	923	891	32	3.5%			
天津市	776	760	16	2.1			
河北省	5,301	5,215	86	1.6			
山西省	2,529	2,523	6	0.3			
内蒙古自治区	1,927	1,628	299	15.5	モンゴル族	249	12.9%
遼寧省	3,572	3,281	291	8.1			
吉林省	2,256	2,073	183	8.1			
黒龍江省	3,267	3,105	162	4.9			
上海市	1,186	1,181	5	0.4			
江蘇省	6,052	6,041	11	0.2			
浙江省	3,888	3,872	16	0.4			
安徽省	4,967	4,940	27	0.5			
福建省	2,587	2,562	25	1.0			
江西省	3,319	3,316	3	0.1			
山東省	7,442	7,401	41	0.5			
河南省	7,442	7,362	80	1.1			
湖北省	4,781	4,603	178	3.7			
湖南省	5,401	5,181	220	4.1			
広東省	5,930	5,824	106	1.8			
広西自治区	3,642	2,249	1,393	38.3	チワン族	1,232	33.8
四川省	9,971	9,605	366	3.7			
貴州省	2,855	2,113	742	26.0	ミャオ族	258	9.0
雲南省	3,255	2,223	1,032	31.7	イ族	335	10.3
西藏自治区	186	9	177	95.1	チベット族	176	91.6
陝西省	2,890	2,877	13	0.5			
甘粛省	1,957	1,801	156	7.9			
青海省	390	236	154	39.4	チベット族	75	19.2
寧夏自治区	390	265	125	31.9	回族	124	31.8
新疆自治区	1,308	528	780	59.6	ウイグル族	596	45.6
総計	100,391	93,667	6,724	6.7			

資料：『中国統計年鑑1983』より作成。

注：人口の単位は（万）。

山間部の焼畑を含めて全体の7.1%にすぎない。

第1級行政区別に中国の少数民族状況を示したのが第1表である。雲南省の少数民族人口は、西藏自治区や新疆自治区より上位の中国第2位で、中国少数民族全体の15.3%にあたる1,032万人が居住する。また、少数民族比率も31.7%と中国第6位の比率で、内蒙古自治区よりも上位にある。ただし、内蒙古自治区では自治担当民族のモンゴル族が人口の12.9%を占めている

のに対し、雲南省では最少数民族イ族でさえ全体の10.3%を占めるにすぎない。中国の自治区認定基準は民族区域自治法(1984年公布)にも明示されていないが、同省が自治区に認定されないのは、多数派少数民族の不在が一因と考えられる<sup>9)</sup>。その代償として、1990年現在で同省には8自治州・29自治県が成立しており、総面積の70.2%、少数民族人口の81.3%が民族区域自治地方に属している<sup>10)</sup>。また、民族区域自治地

第2表 雲南省少数民族状況(1982年)

民族名	雲南省人口	中国全体人口	雲南省居住率	隣接国の人口			
				ベトナム	ラオス	ミャンマー	タイ
漢族	2,223.2	93,667.5	2.37%				
イ族	335.3	545.4	61.48	0.2	0.2		
バイ族	112.1	113.2	99.04				
ハニ族	105.8	105.9	99.96		1.0	6.0	3.5
チワン族	89.4	1,338.3	6.68	150.0			
タイ族	83.6	83.9	99.56	76.6	18.0	250.0	
ミャオ族	75.2	502.1	14.98	41.1	20.0	1.0	5.8
リス族	46.8	48.2	97.09			4.0	2.0
回族	43.8	722.8	6.06				
ラフ族	30.4	30.4	99.96	0.4	0.2	5.0	3.0
ワ族	29.9	29.9	99.97			8.0	1.2
ナシ族	23.6	25.2	93.93				
ヤオ族	14.7	141.2	10.42	34.6	1.0		5.9
チベット族	9.6	384.8	2.49				
チンポー族	9.3	9.3	99.89			56.0	
ブーラン族	5.8	5.8	99.75				
ブミ族	2.4	2.4	99.60				
ヌー族	2.3	2.3	99.74			1.0	
アチャン族	2.0	2.0	99.86				
ドアン族	1.2	1.2	99.81			24.0	
チノー族	1.2	1.2	99.93				
モンゴル族	0.6	341.1	0.18				
シュイ族	0.6	28.7	2.14				
ブイ族	0.5	211.9	0.24	0.4			
トロン族	0.5	0.5	99.27			0.2	
未識別民族	0.8	2,046.2	0.27				
総計	3,255.4	100,391.4	3.25	304.3	40.4	355.2	21.4

資料: 雲南省人口は、注12) 第55—56頁。

東南アジア諸国の統計は、以下の文献によった。

中旭『中国西南与東南亜的跨境民族』, 雲南民族出版社, 1988。

注: 人口の単位は(万)。

東南アジア諸国の統計は、1970—1985年のもので、推計を含む。

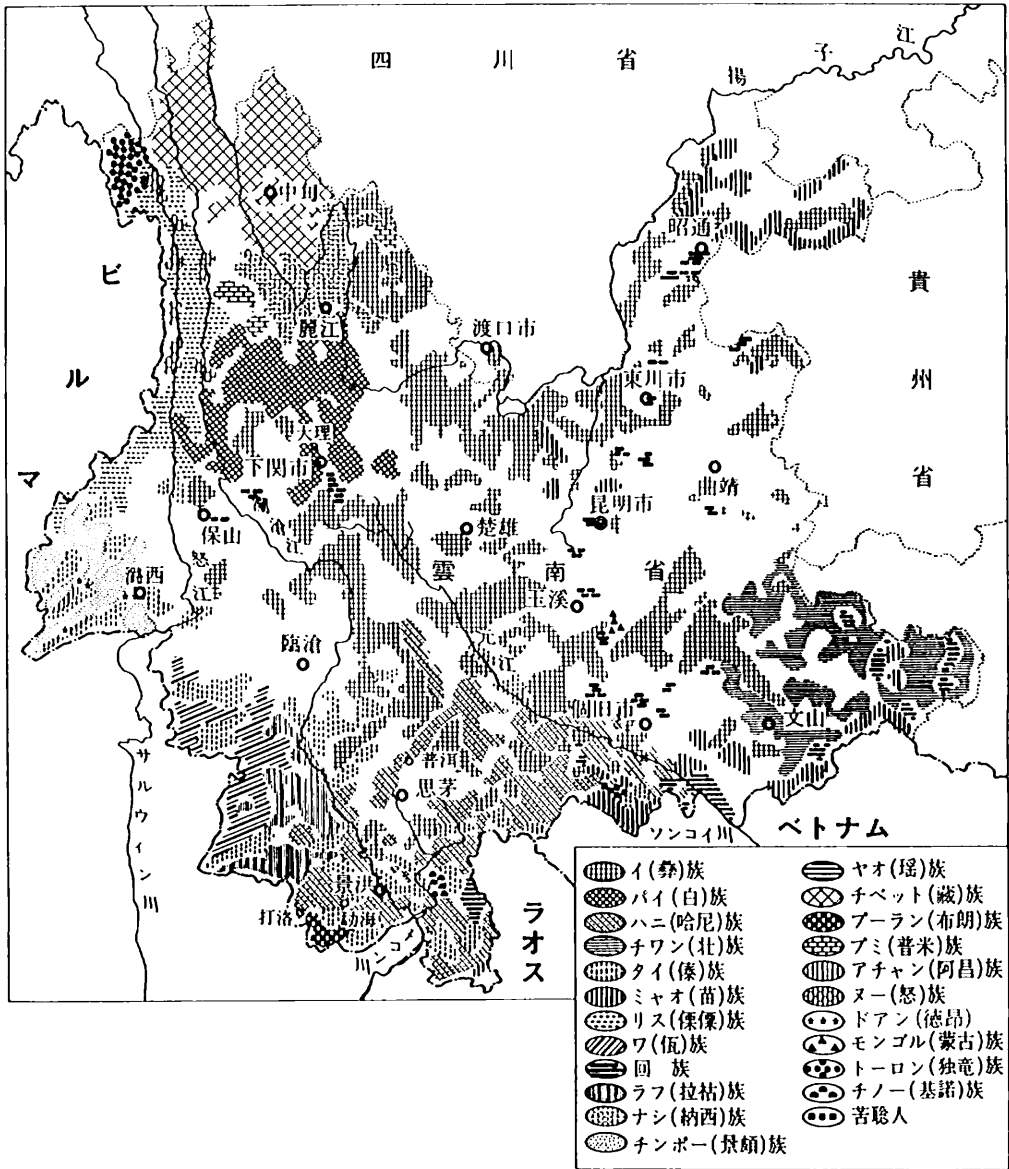
9) 自治区認定の基準は、実施要綱(1952年公布)にも民族区域自治法にも明記されていない。ただし、地方民族民主連合政府実施に関する決定(1952年公布)で、少数民族比率が10%以上の省・市・区・県・郷は、民族民主連合政府を設立できるとなっている。民族郷設立に関する国務院の通知(1983年発表)では、少数民族率が30%程度という基準が示されている。

10) 1990年度の統計値は、ことわりのない限り全て次の文献による。雲南省統計局編『雲南統計年鑑1991』, 中国統計出版社, 1991, 822頁。

方には含まれないが、1984年現在で1,703民族郷が成立している。

民族構成を第2表でみると、中国の55少数民族のうち、雲南省には24少数民族が4千人以上の人口規模で居住する。特にバイ族・ハニ族・タイ族・リス族等、15少数民族の同省居住率は

90%を越える。また、タイ族・チンポー族等の14少数民族は隣接国にも居住する境界民族であり、かつては現在の国境を越えた生活圏を築いていた。このように少数民族人口と少数民族数の両者を兼ね備えた地域は、同省以外では確認し難い。実際には雲南少数民族の多くは同一民



第1図 雲南少数民族の分布

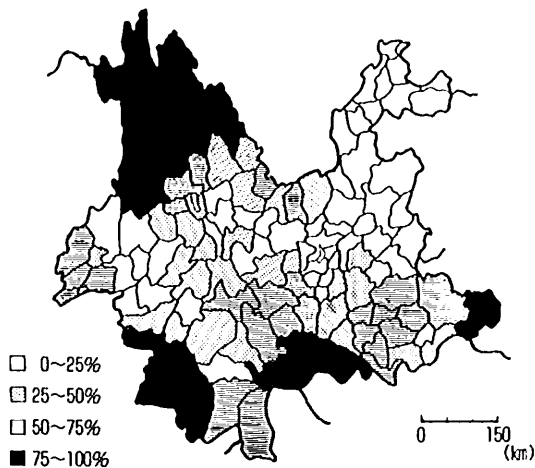
出典：佐々木高明「照葉樹林文化と稲作のルーツを訪ねて」(佐々木高明編『雲南の照葉樹のもと』、日本放送出版協会、1984)第15頁の図4を転載。

注：苦聡人はまだ公式に認定されていない少数民族。

なお、上の図の転載に際して、佐々木高明先生と日本放送出版協会から許可をいただいた。

族間でも複数の下部集団に分類されるので、その構成は第2表が示唆する以上に複雑で多様である。例えば、最多数のイ族は20の下部集団に細分化され、同じイ族でも路南イ族自治県のサニ系イ族と寧蒗イ族自治県のノス系イ族は、言語にかなりの差異があり伝統的民族衣装も違う<sup>11)</sup>。同様のことはハニ族・タイ族・チワン族等にもあてはまり、移住時期や移住先での民族間交流の相違により、下部集団間の差は大きい<sup>12)</sup>。こうした多様性ゆえに、雲南少数民族の民族意識は、自称に基づく下部集団内で完結することが多く、広範囲に共有されることはない。

第1図で雲南少数民族の分布状況を見てみよう。昆明市から貴州省にかけての同省中央部・東部、及び保山市から臨滄にかけての西部に少数民族の空白地帯が目立つ。第2図で明らかにように、同省の少数民族比率は、中央部から辺



第2図 第2級行政区別少数民族比率

境部に向うにつれ高くなり、国境地帯では75%を越えるところが多い。辺境部で少数民族比率の低い地域は、歴史的に繁栄した交易の中心地(保山地区・思茅県等)や、ミャンマー・ベトナム・四川省・貴州省への交易の主要ルート沿いに位置する傾向がある。これは、中央部を直接統治下においた漢族入植者が、交易ルート沿いに辺境部へと進出していったことを示唆する。

次に、同省の少数民族比率を基準に、中央部と辺境部に各地区を大別して、民族集団の分布形態を比較検討する(第3表参照)。中央部は、漢族が多数を占め、少数民族では一般にイ族と回族の居住率が高い。楚雄彝族自治州を例に詳しく見ると、明朝以降に入植してきた漢族が全域の盆地部で農業、都市部で商工業を営み、イ族とミャオ族は主に山間部(1900~2000m)で半農半牧畜を、近年急激に増加したリス族は北部山間部で焼畑農耕を行なっている<sup>13)</sup>。中央部では、漢族が都市部とそれを含む盆地部全般に居住し、回族が都市部や交通路沿いに漢族とすみわけ、イ族やその他少数民族は山間部に住む、という分布形態が一般的である。一方、辺境部では地区ごとに主要民族が異なり民族構成も多様で、各地区で民族別に海拔高度差に応じてすみわける傾向が強い(第3図参照)。西双版纳タイ族自治州を例にとると、最大勢力のタイ族が河谷盆地(500~800m)で水稲耕作を営み、その周辺山間部の山腹(800~1500m)でハニ族が、奥地の山間部(1000m以上)でプーラン族・ラフ族・チノー族・ワ族等が焼畑農耕を中心に生

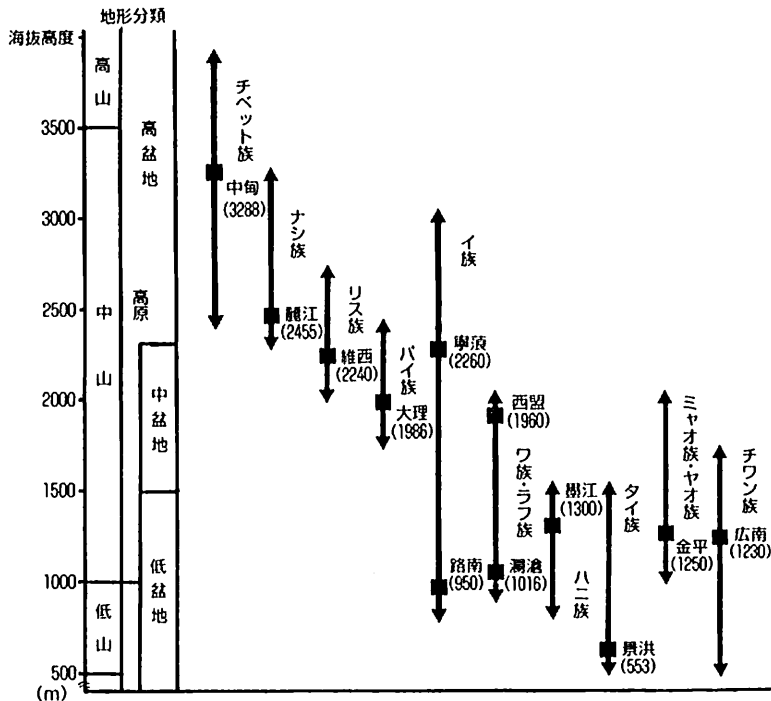
- 11) イ族の方言は6方言に大別され、サニ系イ族は東南部方言、ノス系イ族は北部方言に属する。彝族簡史編写組『彝族簡史』、雲南人民出版社、1987、第242—245頁。
- 12) 下部集団をどう定義するかで議論が別れるが、一般に自称・他称の区別を基準に、現在ハニ族は11、タイ族は4、チワン族は7の下部集団に細分化されており、ミャオ族・プーラン族等はまだ未整理の状態にある。中共雲南省委政策研究室主編『雲南省情』、雲南人民出版社、1986、第178—184頁。
- 13) 楚雄彝族自治州概況編写組『楚雄彝族自治州概況』、雲南民族出版社、1986、第15—37頁。同自治州のリス族人口は、1984年の4,452人(『楚雄彝族自治州概況』より)から1990年の45,899人(『雲南統計年鑑1991』より)と、約10倍に急増している。このような焼畑農耕を生業とする民族集団の移住は、楚雄州よりもむしろ、同省西北部の怒江州(ヌー族・リス族)や西南部の臨滄地区・西双版纳州(ワ族・ラフ族等)で問題になっている。近代化を推進する中国で、焼畑農耕民の移住は盲流の一種と認識されており、①政府指導のもと生活条件のよい土地への定住化、②自然環境の改善、がその対策として提示されている。李根「關於雲南直接過渡民族建立社會主義物質技術基礎的理論思考」(成章編『民族理論與民族政策實踐』、中共中央党校出版社、1990)97—104頁。

第3表 雲南省地区別人口状況（1990年）

地区	総人口	面積	人口密度	少数民族		主要民族（少数民族人口に占める比率）	
				人口	比率		
中央部	昆明市	354.9	15,942	222.6	43.3	12.2%	イ族(58.6%) 回族(14.0%) パイ族(10.0%)
	楚雄州	233.2	29,258	79.7	69.6	29.8	イ族(80.4%) リス族(6.6%) ミャオ族(5.1%)
	玉溪地区	181.8	15,285	118.9	57.1	31.4	イ族(62.0%) ハニ族(16.4%) タイ族(11.2%)
	東川市	28.5	1,674	170.3	1.8	6.3	イ族(48.1%) 回族(23.9%) ミャオ族(17.5%)
	昭通地区	429.0	23,021	186.4	42.0	9.8	ミャオ族(35.5%) イ族(33.2%) 回族(28.7%)
	曲靖地区	525.4	33,821	155.3	40.0	7.6	イ族(52.3%) 回族(25.4%) ミャオ族(6.8%)
	保山地区	212.2	19,637	108.1	19.0	9.0	イ族(33.8%) タイ族(17.9%) パイ族(17.7%)
辺境部	大理州	303.0	29,459	102.9	147.7	48.7	パイ族(67.1%) イ族(25.7%) 回族(3.9%)
	麗江地区	101.5	21,219	47.8	57.2	56.4	ナシ族(37.1%) イ族(30.7%) リス族(17.6%)
	怒江州	43.5	14,703	29.6	40.0	92.0	リス族(55.4%) パイ族(30.4%) ヌー族(6.4%)
	迪慶州	31.5	23,870	13.2	26.3	83.5	チベット族(39.5%) リス族(35.0%) ナシ族(14.9%)
	徳宏州	90.6	11,526	78.6	46.6	51.4	タイ族(60.9%) チンポー族(24.3%) アチャン族(5.0%)
	臨滄地区	199.4	24,469	81.5	75.3	37.8	イ族(40.3%) ワ族(26.7%) タイ族(12.2%)
	思茅地区	220.9	45,385	48.7	132.8	60.1	ハニ族(28.7%) イ族(28.0%) ラフ族(20.3%) ワ族(10.2%)
	西双版纳州	78.2	19,700	39.7	57.2	73.1	タイ族(45.5%) ハニ族(25.9%) ラフ族(7.9%)
	紅河州	364.0	32,931	110.5	196.2	53.9	イ族(42.5%) ハニ族(30.0%) ミャオ族(11.6%)
	文山州	296.8	32,239	92.1	165.5	55.8	チワン族(52.3%) ミャオ族(22.5%) イ族(17.4%)
全省合計	3,730.6	391,139	94.7	1,217.7	32.6		

資料：注10)『雲南統計年鑑1991』より作成。

注：単位は人口(万)、面積(km<sup>2</sup>)。



第3図 雲南主要少数民族と海拔高度

資料：注27) 第307頁の図1を参照して、各自治州・自治県の概況のデータを加えて、加筆・改図した。

注：横書きは主要少数民族の居住する代表的な行政区で、( )内はその海拔高度。

活している<sup>14)</sup>。

### III 少数民族統合の試み

(1) 解放当初までの状況 雲南省の歴史は外からの侵略と民族集団の移住の連続であった。唐・宋代には南詔国(649?—902年)や大理国(937—1253年)等の少数民族国家が栄えたが、蒙古軍の侵略(1253年)を受けてから、少数民族国家は形成されなかった。明代には、現地少数民族の実力者を土司に任命し、彼らを中央政府の官僚が管理する間接統治システムの土司制度が適用され、漢族の入植も本格化した。つづく清朝政府は、雲南少数民族の直接統治を試み、土司制度を廃止して統治系統を流官に統括していった。清朝以降、同省中央部は急速に中国の直接統治下に組み込まれていくが、国境付近の少数民族地帯では従来の土司勢力が強固であった。一般に、同省中央部では直接統治の浸透と並行して急速に漢化が進んでいく反面、諸少数民族と漢族の間の関係悪化により、雲南回族の乱等<sup>15)</sup>の武力反抗や諸少数民族の盆地部から山間部への移住が活発になる。一方、辺境部では交易を通して漢族入植者との関係が深まるが、土司制度の実質的継続により大きな変動はなかった。19世紀後半になると、中国沿岸部と東南ア

ジア・インドを結ぶ軍事的・交通的重要性に着眼した欧米列強諸国が雲南侵略の触手を向けだす。蒙自(1887年)・河口(1895年)・思茅(1885年)・昆明(1905年)の開市場に加え、滇越鉄道(1910年開通)の大量輸送力を手中におさめたフランスは、雲南省南部・東南部に影響力を飛躍的に高める。イギリスは騰越(1890年<sup>16)</sup>)と昆明の両開市場を基盤に、雲南省西部・北西部に足場を築いていた。

新中国成立時(1949年10月1日)、雲南省における中国共産党勢力は、まだ同省全域には及んでいなかった。1949年11月現在で、国民党軍が昆明市・曲靖市・開遠市・大理市に駐留しており、滇越鉄道やミャンマー・貴州省への道路は彼らの支配下<sup>17)</sup>にあった。1947年に始まる同省の解放戦争が進展していく過程で、中央部の少数民族には、地元の進歩的な少数民族指導者の協力を得て共産党勢力が浸透していった。一方、辺境部少数民族に対しては、中央部から少数民族幹部を派遣して勢力拡大を目指す試みもあったが、その影響力は限られたものであった<sup>18)</sup>。

当時の同省辺境部、特に国境地帯は、欧米列強勢力、国民党勢力、土着の土司勢力の三者が交錯する緩衝地帯の性質を持っていた。政治的には名目上国民党政府機関が統治していたけれ

14) 西双版纳州のハニ族は、紅河中流域から9世紀以降に移住し、解放以前はタイ族土司の支配下にあった。西双版纳傣族自治州概況編写組『西双版纳傣族自治州概況』、雲南民族出版社、1986、第22—30頁。プーラン族はタイ族土司の支配下で盆地部に居住していたが、18世紀以降に現在地へ移住したとの伝承が残っている。また、ラフ族は数代前に、ワ族は中国解放前後に西双版纳州に移住してきたと思われる。

15) 雲南回族の乱は、現在の楚雄彝族自治州で鉱山労働に従事していた回教徒と漢族の流血事件をきっかけに、1856年から雲南省各地に波及した。回族の杜文秀が大理に政權を成立させ、付近の彝族・ナシ族・バイ族・ハニ族等もこれに加わったが、1874年に清軍により鎮圧されて以来、雲南回族は徹底的に弾圧される。楊兆鈞主編『雲南回族史』、雲南民族出版社、1989、第104—179頁。

16) 騰越は現在の保山地区騰冲県に相当する。開市場に関しては以下の文献が詳しい。東亜同文会支那省別全誌刊行会編纂『新修支那省別全誌第三卷雲南省』、東亜同文会、1942、第376—438頁。

17) 中共雲南省委党史資料征集委員会・中共広西区委党史資料征集委員会・中共貴州省委党史資料征集委員会編『中国人民解放軍桂黔辺境隊(下)』、雲南民族出版社、1990、第866—867頁。

18) 例を挙げると、1947年4月に共産党員であった範嘉樂(タイ族)と方金城(彝族)が思茅地区元江県で、同じ頃に大理州劍川県では欧根(バイ族)や王以中(バイ族)が少数民族を組織していた。鄭伯克『解放戦争時期雲南武装闘争概略』(中共雲南省委党史資料征集委員会はか編『中国人民解放軍桂黔辺境隊(上)』、雲南民族出版社、1990)第303—326頁。



ども、実権は土司が掌握していた。また英領ビルマ国境地帯でビルマルピーが、仏領インドシナ国境地帯ではピアストルが主に流通し、生活物資も同省中央部より隣接国に依存しており、経済・流通面では隣接国や欧米列強勢力を指向していた。文化・精神面ではキリスト教が、辺境部のリス族・ラフ族・チンポー族・ワ族、楚雄州のミャオ族・イ族等に影響力を与えていた。土司等の支配階級は、名目上の統治者漢族から精神的・文化的な影響を受けることが多かった。もちろん大多数の少数民族は伝統文化を規範に生活していたことは言うまでもない。

1949年12月9日、国民党政府雲南省長であった盧漢から和平解放宣言を引き出した中国共産党は、雲南省を統治下に置く。共産党政府の課題は、新中国領土を安定させるため、同省少数民族を国民統合することにあった。

（2）少数民族に対する国民統合の試み 新中国の少数民族政策は、人民政治協商会議共同綱領（1949年9月発表）で明らかにされる。これは諸民族の平等、民族区域自治の実行、少数民族語文字の重視、少数民族の文化・風習の尊重、大漢民族主義及び地方民族主義の批判等を骨子とした。1952年8月の民族区域自治実施綱要では、「各民族の自治区はすべて中華人民共和国の不可分の一部である」と、分離権を含む民族自決権が否定され、「各民族自治区の自治機関は中央人民政府の統一指導下における一級地方政権で上級人民政府の指導を受ける」と、民族区域自治地方は全国的政治支配機構下に位置付けられた。また、実施綱要には「各民族自治区の内部改革は、各民族人民及び人民と関連する

指導者の意思に従って」とあり、いわゆる大漢民族主義批判が強調され、少数民族側の主体性を尊重する姿勢が示される。共産党雲南省委員会は「団結生産・反帝愛国」のスローガンを掲げ、反帝国主義・共産党支持を条件に、少数民族を援助してゆく方針を決定する。

雲南解放闘争を通じて共産党勢力が少数民族へ浸透していた中央部や、辺境部の麗江地区・大理州・思茅地区・紅河州北部では、新中国成立後の国民統合は比較的スムーズに行なわれる。これらの地域は歴史的に直接統治を経験し、既に中国側の政治・経済・流通システムに組み込まれており、問題となるのは少数民族側の意識だけであった。これは共同綱領の宣伝で解決に向い、1951年前半までに土地改革の準備段階である「減租退押<sup>20)</sup>」を完了して、その過程で少数民族幹部の養成を進めていた。雲南少数民族の国民統合で問題となるのは、辺境部の怒江州・迪慶州・徳宏州・臨滄地区・西双版纳州・紅河州南部等、共産党勢力が微弱で土司勢力の強固な国境地帯の少数民族である。まず、彼らに対する最初の働きかけとして、雲南政府は民族工作隊を組織し派遣する。その任務には民族関係回復、生活援助、民族調査の三つがあった。

第一の民族関係の回復は、奉仕活動を通して共産党の信頼を獲得し、少数民族政策の支持を得るのが目的であった。この際に政府が最も注意したのは、解放当初に雲南省辺境部を中心に約1万2千人いたと言われている民族上層人への対処である。<sup>21)</sup> 欧米列強や国民党の影響力が残る国境地帯での民族上層人の離反は、政府にとって不利であり危険であった。そのため、彼ら

19) 解放当初の同省には、イギリス系プロテスタントが約600の教会を開設し11万人の信者を、またフランス系カトリックが80教会・信者3万人を獲得していた。鄭啓宇・苗文俊主編『中国人口（雲南分冊）』、中国圖書所出版社、1989、第450—456頁。

20) 減租退押とは、小作地の租税を25%減らし、土地使用の保証金制度を廃止する運動である。

21) 民族上層人とは、従来からの統治者である土司や少数民族社会で影響力を持つ首長・職業的宗教者を指す。その内訳の大略は、小規模（自然村落級）な首長や宗教者が1万人、中規模（郷級）の者が1,800人、大規模（土司やチベット仏教の活仏）の者が120人であった。文革が勃発する1960年代半ばまでに、この内の1,130名が共産党の少数民族幹部として政治的に吸収され、1,159名に対して経済的な配慮がされる。前掲12）第214—216頁。

に対し政府は、経済的・政治的に譲歩して共産党幹部に吸収することにより、大きな社会変動の回避を試みる。隣接国へ逃亡する民族上層人もいたが、解放以前の少数民族指導者の多くが継承された。<sup>22)</sup>キリスト教勢力に対して、政府は「自治・自伝・自養」の三自革新運動を展開し、宗教の自由は保障するが外国人宣教師及び列強諸国の影響力を排除する。<sup>23)</sup>

第二の生活援助は、少数民族の貧窮状態を救うとともに、隣接国の経済的影響力を弱体化するのが目的であった。具体的には辺境部各地に「国营民族貿易公司」を開設し、中央部から国産生活物資を安価で安定供給した。これにより政府は、隣接国からの物資流通や外国貨幣・旧貨幣の使用を抑制し、辺境部における統一市場と人民元の流通を確立していった。<sup>24)</sup>また、政府

は省都昆明と辺境部主要都市間の幹線道路整備に着手し、中央部—辺境部間の輸送力を強化していった。<sup>25)</sup>一連の生活援助策により、辺境部における隣接国の相対的影響力は低下し、経済・流通面では急速に中国側へ統合されていった。

第三の民族調査は、少数民族の実態を把握するのが目的であった。共同綱領で提示した民族区域自治の実施には、少数民族を識別認定する事が不可欠で、この調査は「民族識別工作」(1953—1956年)に継承される。<sup>26)</sup>現在の雲南少数民族の多様性を考えると、解放前に少数民族自身に統一的な民族集団という意識があったか疑問があり、この民族識別工作により「民族」の再編成または統合が行なわれたのではないかと指摘もある。<sup>27)</sup>またこの民族調査では、階級区分や土地改革の前提となる土地所有形態・控

第4表 雲南少数民族の社会発展史的観点からの分類

	該当少数民族	解放時の人口と比率
封建地主制段階	バイ族、ナシ族 回族、イ族、タイ族 モンゴル族、ブイ族、ミャオ族	約300万人 約60%
封建領主制段階	チベット族、ハニ族、ラフ族 アチャン族、プミ族 一部のタイ族、バイ族、イ族、ナシ族	約145万人 約29%
奴隷制段階	一部のイ族	約5万人 約1%
原始公社制段階	トーロン族、リス族、ヌー族 チンポー族、ワ族、プーラン族、チノー族 一部のラフ族、ハニ族、ヤオ族	約50万人 約10%

資料：注12) 第185—190頁より作成。

注：解放時の人口と比率には、漢族(封建地主制段階)は含まれていない。

- 22) 臨滄地区耿馬県の土司は、ビルマに退いた国民党軍残党のもとへ逃亡した。《耿馬傣族傣族自治州概況》編写組『耿馬傣族傣族自治州概況』、1986、第48—54頁。こうした民族上層人の逃亡に対して、共産党は帰国の説得を続ける。西双版纳納州最後の第44代土司の刀棟庭も1949年にビルマへ逃亡するが、1954年に帰国し、その後副自治州長・全国政協委員等の要職に就いた。前掲14) 第80—82頁。
- 23) 臨滄地区の瀾滄県では、キリスト教宣教師の多くは教徒を連れてビルマへ逃亡し、県内に残った者は共産党勢力に対抗していた。楊樹谷『瀾滄県外来宗教情況』(雲南省編纂組『中央訪問団第二分団雲南民族情況稿集(下)』、雲南民族出版社、1986) 第161—170頁。
- 24) 徳宏タイ族チンポー族自治州では、1954年末にビルマルピーや国民党発行旧貨幣の流通・使用を禁止し、1957年に国营民族貿易公司による国産品の供給で統一市場を確立する。《徳宏傣族景頗族自治州概況》編写組『徳宏傣族景頗族自治州概況』、徳宏民族出版社、1986、第192—202頁。
- 25) 1949年に2,783 km しかなかった道路が、1957年には約4.3倍の11,982 km に増加する。前掲12) 第640頁。
- 26) この民族識別工作で、雲南省では260余りの民族名が自己申告された。林耀華『中国西南地区的民族識別』(雲南省編輯組『雲南少数民族社会歴史調査資料彙編』、雲南人民出版社、1987) 第1—6頁。
- 27) 栗原 悟『社会変動の中の少数民族—少数民族に見る伝統と近代—』(野村浩一・山内一男・宇野重昭ほか編『静かな社会変動』、岩波書店、1989) 第286—312頁。

取状況・社会経済形態等も調査された。その結果、雲南少数民族は社会発展史的観点から第4表の四類型に分類された。

一連の民族工作隊の活動は、中央政府が派遣した中央西南民族訪問団第二分団（1950年8月—1951年5月）により統括される。この訪問団との相乗的宣伝効果を狙って、1951年5月に同省最初の民族区域自治地方である峨山イ族自治州が成立した。自治県成立時の少数民族幹部は104人中60人（57.7%）で、自治機関である人民政府委員会の19委員中11名（57.9%）が少数民族出身者で占められていた<sup>28)</sup>。ここは中央部の革命根拠地で、イ族・回族の古参幹部が多かったとはいえ、1983年現在の少数民族幹部比率（2,106人中785人、37.3%）と比較すると、自治県成立時の水準はかなり高かったと言える。この峨山イ族自治州は、いわば政府が提示した民族区域自治のモデル地区であり、雲南少数民族、特に辺境部の民族上層人に政治的活路を意識さ

せた点で、その影響力は大きかった。民族識別工作が始まる1953年以降、辺境部の西双版纳タイ族自治州の成立（1953年1月）を皮切りに、雲南省では次々に民族区域自治地方が成立する。1957年末までに、総面積の約41%にあたる6自治州・9自治県が成立し、国境地帯のほとんどが中国の政治支配機構下に組み込まれる。ここでは、貢山トロン族ヌー族自治県や巍山イ族回族自治県のように、少数民族を尊重する姿勢も示された<sup>29)</sup>。ただし、民族区域自治地方の成立を急ぎすぎたため、西双版纳州成立時には83名の民族上層人が政府に参加していたが、末端の少数民族幹部数は全体の5%にあたる165人にすぎなかった。一般に、辺境部の民族区域自治地方は、民族上層人を自治機関の要職に得て成立したが、少数民族幹部がその全体に占める比率は少なく、外来の漢族幹部が「援助」という形で多数参加していた。

### （3）土地改革と社会主義改造 1950年半ばか

第5表 雲南省土地改革の四類型

土地改革の類型	対象地区	対象地区の性質
全国型土地改革	昆明市、東川市、昭通地区 曲靖地区、保山地区、楚雄州 大理州、臨滄地区、麗江地区	漢族居住区及び 封建地主制段階にある 少数民族地区
緩和型土地改革	徳宏州の騰冲県・龍陵県・鎮康県 麗江地区の麗江県・維西県 昭通地区の永善県・巧家県 文山州の馬關県、麻栗坡県 紅河州の石屏県・建水県・屏辺県・河口県	封建地主制段階にあるが 封建領主制段階の少数民族地区に 隣接する地区
和平協商型土地改革	西双版纳州・紅河州・文山州の盆地部 迪慶州・徳宏州の盆地部 寧蒗県	封建領主制、奴隸制段階の少数民族地区
直接過渡型社会改革	怒江州 西双版纳州・紅河州の山岳地帯 徳宏州・文山州の山岳地帯	原始公社制段階の少数民族地区

資料：注12）第119—122頁、及び各地の自治州・自治県概況を参照して作成。

28) 《峨山彝族自治州概況》編写組『峨山彝族自治州概況』、雲南民族出版社、1986、第34—37頁。ちなみに、1983年現在の同自治県の少数民族比率は56.2%で、民族幹部比率は少数民族比率に及ばない。

29) 怒江リス族自治州に属する貢山トロン族ヌー族自治県の多数派民族はリス族（総人口の約60%）であるが、少数派であるトロン族とヌー族が自治を担当している。巍山イ族回族自治県の場合は大理バイ族自治州に属するが、同県内ではイ族と回族が多数を占めるので自治を担当している。

30) 土地改革の終了する1958年には、少数民族幹部が急増し全体の48.2%を占めるまでに成長する。前掲14）第77—80頁。

ら雲南省辺境部でも、土地改革が着手される。この土地改革に際して、雲南政府は独自に「雲南省土地改革実施方法」を制定し、第4表の少数民族分類をもとに四種類の手法を設定する(第5表参照)。封建地主段階にあった中央部や辺境部(多くが漢族居住区)では、すでに1954年までに全国型土地改革を終えていた。ここで政府は、国境地帯の土地改革を円滑に進めるため、本来は全国型土地改革の対象となる地区であっても、国境地帯の隣接地区では緩和型土地改革を適用する配慮を見せる。注目されるのは、封建領主制段階・奴隸制段階の少数民族に対して用意された和平協商型土地改革である。この土地改革で政府側は、民族上層人に対して大幅に譲歩するが、迪慶州でチベット族の武装反乱が起こったように、その進展は必ずしも順調ではなかった。<sup>31)</sup> 和平協商型土地改革の多くは、1955年以降に開始され、その終結は1957年末までずれ込む。原始公社制段階の少数民族には直接過渡型社会改革が適用され、山間部に棚田を開墾して、移住生活から定住生活への移行が試みられた。

土地改革と並行して、雲南全土では農業の集団化を中心とする社会主義改造が段階的に行なわれていく。土地改革時に組織されていた互助組を基礎に、1953年から初級合作社が、1956年からはより大規模な高級合作社が結成され、1957年末までに同省全農家の88.9%が集団化された。<sup>32)</sup> しかし、辺境部の合作社組織率は極めて低く、同じ民族区域自治地方でも、中央部の楚雄州は1956年末で高級合作社組織率が99.9%で

あったのに対し、西双版纳州は合作社組織率が0.8%で互助組組織率が54%と、その進展には地域差が顕著であった。

こうした土地改革と社会主義改造は、政府が民族上層人の影響力を廃し、少数民族民衆と直接的関係を締結する試みであったと言える。また、直接過渡社会改革での定住生活の奨励や、合作社による生産システムの導入等に見られるように、従来の少数民族の生活様式に変容を迫る側面もあった。雲南政府は各少数民族の事情に応じたケースバイケースの対応をみせるが、それはあくまで土地改革と社会主義改造を円滑に進めるためであり、少数民族側に独自の社会発展を歩む自由はなかった。

#### IV 雲南少数民族の社会変動

雲南政府の少数民族政策は、①第一次黄金時代(1949—1958年)、②左傾化時代(1958—1978年)、③第二次黄金時代(1978—現在)に三区分されている。<sup>33)</sup> このうち第一次黄金時代と称されるのが、前章で検討した一連の少数民族政策に相当する。本章では②・③の時代に展開した少数民族政策を検討し、それが雲南少数民族に与えた影響を考察する。

(1)左傾化時代の経験 左傾化時代に雲南少数民族は、急速な人民公社化(1958—1959年)と文化大革命(1966—1978年)を経験する。前者では、大漢民族主義批判から地方民族主義批判へと少数民族政策の基本姿勢が移行し、民族融合が重視された。後者では、少数民族問題の独自性が否定され階級闘争にすり替えられてい

31) 民族上層人に対しては、人民公開裁判は行なわず政治的権利と個人財産を保証し、土地分配時には優先的に選択させた。宗教組織の所有する土地・債券及び民族慣習により共同所有している土地は、その対象とされなかった。迪慶州の武装反乱に関しては、《迪慶藏族自治州概況》編写組『迪慶藏族自治州概況』、雲南民族出版社、1986、第110—118頁。

32) 合作社とは生産力向上のため土地・生産用具等を共有化し、収穫された農産物を公平に分配するシステムで、初級合作社は主に自然村落を単位とし組織され、それを統合して高級合作社が組織されていった。互助組は数戸の農家で組織された。

33) 前掲12)第190—195頁。この時期区分以外に、佐々木は中国全体での民族政策を、①民族工作の黄金時代(1949—57年)、②第1次左傾の時代(1958—59年)、③調整期(1960—62年)、④民族問題の階級闘争化の時代(1962—77年)、⑤民族政策の回復・再開期(1978—現在)と五区分し、「民族政策における左右への振幅は内政のそれとはほぼ軌を一にするものであった」と概括している。前掲7)②第43—44頁。

った。

中央政府による大躍進運動・人民公社化・総路線の三面紅旗政策が、中国全土で展開されるなか、雲南省でも1958年から人民公社化が急速に推進される。1959年6月までに同省全農家の90.8%が人民公社に組織され、合作社組織率の低かった辺境部でも、中央部と同じペースで強引に人民公社化が進む。西双版纳州では、1958年6月からわずか5ヵ月あまりで人民公社化を終え、全ての行政単位を19の人民公社に改編していた。<sup>34)</sup>生産力増強を最大の目的に進められた人民公社化であったが、解放以来1957年まで順調に伸び続けた同省の農業生産は、1958年から三年連続で前年実績を割り込むマイナス成長に転じる。また、1958年末から1959年にかけて各地で地方民族主義批判が展開し、民族上層人や

少数民族幹部の多くが弾圧を受ける。民族区域自治の前提であった少数民族幹部の養成も中止された。

同じ頃、辺境部の西双版纳州・臨滄地区・徳宏州・紅河州・文山州・思茅地区に、ゴム栽培を中心とする国营農場が建設され、そこに大量の漢族入植者が送り込まれた。<sup>35)</sup>すでに1959年時点で雲南全土の63ヵ所の国营農場に5万9千人が入植しており、1960年代初頭にはそれが90ヵ所・14万人へと急増する。<sup>36)</sup>この時期の漢族入植者の多くは湖南省農村地帯からの移民で、西双版纳州は1960年までに2万5千人を受け入れた。<sup>37)</sup>同省における民族融合思想は、大量の漢族が一方的に辺境部へ入植するという現象となって表出する。言語コミュニケーションさえままならない状態で、少数民族居住区に隣接する山間部

第6表 雲南省主要民族の人口推移

民 族	1953 人口	1964 人口	年平均 増加率	1978 人口	年平均 増加率	1982 人口	年平均 増加率	1990 人口	年平均 増加率
イ 族	322.8	338.9	0.5%	485.0	3.1%	545.7	3.1%	657.2	2.6%
バ イ 族	56.7	71.0	2.3	105.0	3.4	113.2	2.0	159.5	5.1
ハ ニ 族	48.1	63.0	2.8	96.0	3.7	105.9	2.6	125.4	2.3
タ イ 族	47.9	53.6	1.1	76.0	3.0	84.1	2.7	102.5	2.7
リ ス 族	31.7	27.1	-1.3	47.0	5.2	48.1	0.6	57.5	2.4
ラ フ 族	13.9	19.1	3.4	27.0	3.0	30.4	3.1	41.1	4.4
ワ 族	28.6	20.0	-2.7	26.0	2.1	29.9	3.7	35.2	2.2
ナ シ 族	14.3	15.8	0.9	23.0	3.3	24.5	1.6	27.8	1.7
チ ン ボ ー 族	10.2	5.8	-3.9	8.3	3.1	9.3	3.0	11.9	3.5
ブ ー ラ ン 族	3.5	3.9	1.1	5.2	2.4	5.8	2.9	8.2	5.1
ブ ミ 族	1.2	1.4	1.7	2.2	4.1	2.4	2.3	3.0	2.8
ヌ ー 族	1.2	1.5	2.3	1.9	1.9	2.3	5.3	2.7	2.1
ア チ ャ ン 族	1.7	1.2	-2.7	1.8	3.6	2.0	2.8	2.8	4.4
ド ア ン 族	0.3	0.7	13.7	1.0	3.1	1.2	5.0	1.5	3.2
ト ー ロ ン 族	0.2	0.3	2.6	0.4	2.4	0.5	6.2	0.6	3.0
チ ベ ッ ト 族	275.3	250.5	-0.8	345.0	2.7	387.4	3.1	459.3	2.3

資料：1953年、1964年、1978年の統計は、中華人民共和國民政部行政區画所編『中華人民共和國行政區画手冊』、光明日報社、1986、第649—651頁より。

注：人口の単位は（万）。統計値は中国全体での人口のため、他省在住の少数民族を含む。  
年平均増加率は各統計期間ごとに算出した。

34) 前掲14) 第92—95頁。

35) 雲南省での本格的な天然ゴム栽培は、朝鮮戦争で国際情勢が緊迫するのを受けて、共産党中央が広東・雲南を国産天然ゴムの生産地に決定した事にはじまる。西双版纳州では、1953年から国家林業部によりゴム栽培の可能性に関する調査が行なわれ、1956年に既に国营農場が開設されていた。劉隆・胡樹元・郭瑞祥ほか主編『西双版纳国土経済考察報告』、雲南人民出版社、1990、第185—187頁。

36) 文革期に国营農場（生産建設兵団に改称）の擁する人口は激増し、約30万人に達した。前掲12) 第297—298頁。

37) その後は文革期の1969年から1974年にかけて、約6万6千人の下方青年が入植した。前掲35) 第188—190頁。

を開墾していった漢族入植者が、現地少数民族と対立を深めていった事は容易に想像できる。第6表は雲南省主要少数民族の人口推移を示したものであるが、文化大革命勃発以前の1953年から1964年の間に、ミャンマー国境沿いに住むリス族・ワ族・チンポー族・アチャン族の人口が減少している。これら少数民族人口減少の要因の一つとして、ミャンマーへの移住が考えられる<sup>38)</sup>。

1960年代半ばからは、雲南全土で「四旧打破」運動<sup>39)</sup>が展開し、少数民族の伝統文化の徹底的な破壊がはじまった。民族語文字の使用は禁じられ、一律に漢語の使用が義務付けられる。この他にも、宗教施設や文化財が破壊の対象になったのはもちろん、民族団結の象徴であった祭りは禁止され、民族衣装の着用にも制約が加えられた<sup>40)</sup>。四旧打破運動の目的は従来の民族性を消滅させることにより、少数民族を共産主義者に改変することにあつたが、少数民族側の視点に立てば、強制的な漢化政策以外のなにもでもなかった。辺境部各地では和平協商型土地改革が批判の対象になり、階級区分が再度行なわれ「新地主」や「新富農」が捏造される<sup>41)</sup>。この階級区分で民族上層人のほとんどが、全財産没収のうえ労働改造にまわされた。隣接諸国に親戚を持つ少数民族はスパイ容疑を受け、民族上層人と同じく弾圧を受ける。文化大革命の勃

発する1966年には、ついに既成の民族区域自治地方が徹廃されるに至った<sup>42)</sup>。

雲南省革命委員会成立(1968年8月)を契機に文革はさらに加熱し、いわゆる「政治辺防建設」が叫ばれはじめる。1970年に国営農場が中国人民解放军雲南军区管轄の生産建設兵団に再編成され<sup>43)</sup>、上海・北京等の知識青年が同省辺境部に大量に送り込まれた。こうした国営農場開設以来の継続的な漢族入植者は、辺境部の民族構成を大きく変えていった。文革期の統計は定かでないが、西双版纳州の漢族比率は1949年の0.3%から8.8%(1956年)、28.8%(1982年)と増加し、紅河州でも解放当初の27.5%から46.1%(1990年)に増加しており、辺境部への入植の激しさがうかがえる<sup>44)</sup>。政治辺防建設の大量労働力投入は、辺境部だけでなく、雲南省全土の道路・鉄道建設にも注ぎ込まれた。1964年に中央政府は国防上の理由から西南三線鉄路建設を強化する指令をだし、全国から数十万人を超える労働者を投入して、人海戦術で鉄道建設を速めた。その結果、貴昆鉄道(1966年)・成昆鉄道(1970年)が開通し、鉄道距離延長は1957年の657 kmから1976年には1,682 kmに増加する。道路交通網の整備も急速に進み、1972年に全省の第2級行政区全てが昆明市と結ばれ、道路距離延長も1976年までに解放当初の約14倍の4,878 kmに達する。

38) この他の要因として、1960年に調印された中国・ビルマ国境協定による国境線変更も考えられる。

39) 四旧とは旧思想・旧文化・旧風俗・旧習慣をさす。

40) 麗江ナシ族自治県では、ナシ族統一の象徴であった明代の石碑が破壊され、伝統宗教である東巴教の經典は没収・焼却された。(麗江納西族自治県概況)編写組「麗江納西族自治県概況」,雲南民族出版社,1986,第76—77頁。迪慶州ではチベット仏教の寺院が徹底的に掠奪・破壊されたと言う。また、現在多くの観光客を引きつけているタイ族の竜舟儀礼・水かけ祭りやイ族のたいまつ祭り等も当時は禁止され、新たに復活したのは1980年代前半である。復活後のこれらの祭りは、宗教儀礼的色彩が弱くなり、娯楽的傾向が強くなっている。

41) 西双版纳州では現在までに、①解放—1957年(土地改革)、②1958年(民主革命の徹底)、③1964—1965年(四旧打破・四清運動)、④1969—1971年(政治辺防建設運動)、⑤1973—1975年(復査階級運動)と、合計5回の階級区分が行なわれた(括弧内は階級区分の理由)。現在では土地改革時の階級を基準に修正が加えられているが、まだ問題が多いという。前掲14)第89—91頁。

42) 1973年に周恩来の直接の口利きで、西双版纳州・徳宏州・迪慶州・怒江州が復活するが、名称だけの復活でしかなかった。

43) 1974年にもとの国営農場に名称が復活する。

44) 雲南省の少数民族比率は、解放当初も現在とはほぼ同じく、30%前後であったと思われる。解放から今日までに少数民族比率が著しく低下した内蒙古自治区や新疆自治区と単純に比較すると、雲南省辺境部への漢族の入植を見逃すことになる。

以上、左傾化時代に展開した「少数民族政策」を跡付けてきたが、その多くに中央政府の一元的な国家の論理がうかがえる。中央政府が雲南省を中国の辺境部ととらえる国家の論理において、雲南少数民族の存在は雲南統合を妨げる一要因でしかなかった。地方民族主義批判、民族融合論、四旧打破運動等、雲南少数民族側の主体性を抑圧する全ての政策が、この文脈で理解できる。雲南少数民族は自らの意志にかかわらず、政治辺防建設で整備された鉄道・道路網、国营農場の漢族入植者、文革中の民族性消滅策等により、国民統合を決定付けられた。

（2）文革の清算 1978年12月の共産党第11期三中全会で、中央政府は文革中の少数民族政策の過ちを確認し、その復活をめざして模索する。雲南省ではそれに先立つ1977年6月に、共産党雲南省委員会が辺境民族工作会議を開催し、新たな少数民族政策に着手していた。まずは、疲弊しきっていた辺境部少数民族地区に食糧援助と生産調整を行ない、特に貧窮していた地区から生産責任制を導入していった。これは人民公社の実質的解体を意味した。経済的にも、少数民族地区補助款・経済不発達地区発展資金・辺境建設事業費・辺境基本建設補助専款等の援助を行ない、辺境部への投資を増加する。文革中に行なわれた階級区分は最初の土地改革時のものにもどされ、冤罪を受けた民族上層人の名誉回復もはかられた。<sup>45)</sup> 雲南政府は、民族区域自治の実施を正常に回復するため、民族政策執行情況検査団を各地に派遣し、共産党幹部や国营農場労働者に対して少数民族政策の再教育を展開していった。

こうして同省の少数民族政策はかつての共同綱領精神へと回帰するが、二十年にわたる左傾

化時代に培われた共産党政府や漢族に対する少数民族の不信は、容易に回復しない根深い問題として残る。

（3）民族区域自治法の成立 1984年に民族区域自治法が成立し、中国の少数民族政策は転機を迎える。この自治法は実施綱要と比較して、民族自決権の否認や国家統一の指導といった基本的枠組みは同じであるが、中国全体の政治支配機構における民族区域自治地方の位置付けは大きく異なる。実施綱要で各少数民族と民族上層人による区域内部の改革が強調されたのに対し、この自治法では「民族自治地方の各民族人民と全国人民が協力して、中国共産党の指導のもと……社会主義現代化建設の進行に全力を尽くし、民族自治地方の経済、文化の発展を加速する」と、全国人民と連携した社会主義現代化建設の推進が強調されている。中国政府の推進する社会主義現代化建設は、第一段階にあたる沿岸部での経済発展に「成功」をおさめ、1990年代からは第二段階の内陸部開発が目指されている。この背景には、中国全体の経済発展と社会主義市場経済への移行のためには、内陸部天然資源の開発を進め、それを沿岸部へ投入することが不可欠であるという事情がある。

もちろん、折からの改革開放政策に則って、かなりの自治権が少数民族に移譲されたのも事実である。<sup>46)</sup> しかしながら、これら自治権の全てには、国家計画や上級機関の批准という中央集権的な制約が伴い、事実上は地域内の事務を自ら「管理」するにすぎない。その一方で、少数民族側が自治権を行使するのに重要な自治機関の少数民族幹部に関する規定は、漢族入植により区域内の少数民族比率が低下した「実際」を直視した結果、実施綱要にあった「自治機関は

45) 名誉回復したのは、人数にして生存者1,100人・死者300人。生存者に対しては再び政治的地位を回復し、文革中の未支払い分の給料と没収した個人財産の補償が行なわれた。死者に対しては、國務院の規定により賠償金が払われ、その子女の政治的地位が優遇された。

46) 経済的なものでは、地方性経済建設事業自主権・自然資源開発利用の優先権・対外経済貿易活動の自由・地方財政自治権等が、また政治的には、自治条例制定権・上級機関決定の変更または停止権等が挙げられる。

自治実行民族を主要に組織」するという件が削除された。<sup>47)</sup>

こうしたことから、この自治法の本質は、少数民族の権利を保護するよりも、むしろ天然資源の豊富な民族区域を社会主義現代化建設構想

の一環に組み込むことにあり、左傾化時代同様に国家の論理が前面に出ている。この自治法の成立以降、雲南省では10自治県が新設され現在に至っている。しかし、雲南少数民族の存在は、もはや民族区域自治地方内や雲南省内の問題で

第7表 第1級行政区別一人当りの工農業生産額の推移

第1級行政区	一人当りの工農業生産額 (元)						
	1980	1983	1984	1985	1986	1987	1988
全国平均	674	883	1,006	1,276	1,438	1,731	2,198
北京市	2,802	2,973	3,333	3,876	4,102	4,813	5,749
天津市	2,783	3,195	3,522	4,187	4,616	5,319	8,610
河北省	580	759	869	1,087	1,212	1,472	1,623
山西省	601	850	991	1,146	1,208	1,360	1,585
内蒙古自治区	429	651	702	916	1,003	1,163	1,691
華北区平均	1,439	1,686	1,883	2,242	2,428	2,825	3,852
遼寧省	1,474	1,727	1,930	2,412	2,723	3,216	4,011
吉林省	767	1,067	1,212	1,491	1,645	2,044	2,508
黒龍江省	894	1,211	1,328	1,529	1,818	2,067	2,417
東北区平均	1,045	1,335	1,490	1,811	2,062	2,442	2,979
上海市	5,680	6,025	6,579	7,347	8,003	8,942	10,689
江蘇省	1,019	1,345	1,627	2,130	2,501	3,115	4,118
浙江省	720	1,033	1,297	1,798	2,127	2,631	3,414
安徽省	384	570	666	921	1,047	1,233	1,550
福建省	464	616	737	1,003	1,133	1,433	2,007
江西省	425	578	648	854	965	1,135	1,439
山東省	627	881	1,012	1,323	1,470	1,829	2,419
華南区平均	1,331	1,578	1,795	2,197	2,464	2,903	3,662
河南省	404	580	643	833	945	1,159	1,422
湖北省	658	937	1,100	1,338	1,513	1,794	2,184
湖南省	495	657	719	913	1,039	1,229	1,502
広東省	538	749	869	1,316	1,203	2,000	3,024
広西自治区	361	483	497	638	718	864	1,078
中南区平均	491	681	766	1,008	1,084	1,409	1,842
四川省	409	589	664	829	909	1,067	1,362
貴州省	264	394	460	564	623	717	928
雲南省	322	478	552	660	704	836	1,057
西藏自治区	326	364	410	622	572	588	670
西南区平均	330	456	522	669	702	802	1,004
陝西省	504	657	743	904	1,007	1,169	1,475
甘肅省	546	625	680	859	968	1,075	1,353
青海省	540	593	652	857	993	1,126	1,429
寧夏自治区	509	627	707	875	1,003	1,123	1,431
新疆自治区	454	713	784	1,058	1,179	1,402	1,806
西北区平均	511	613	713	911	1,030	1,179	1,499

資料: 各年次の「中国統計年鑑」より作成。

47) 王天奎『民族法概論』, 雲南人民出版社, 1988, 第230—231頁。



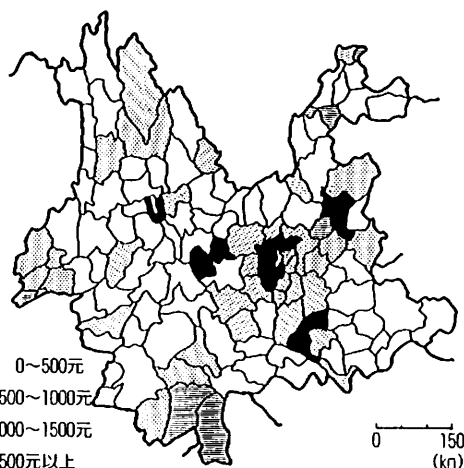
はなく、中国全体の発展や近代化という枠組みでの新たな統合が迫られている。左傾化時代に決定付けられた雲南少数民族の国民統合は、彼らの側から十分な批判・検討がなされないまま、中央政府の意向によりこの自治法で追認されたと言える。

## V 雲南省における少数民族問題

(1) 民族間経済格差と国境貿易 近年の改革開放下で沿岸部と内陸部の経済格差が拡大している事実は、既に幾つかの文献で指摘されている<sup>48)</sup>。この傾向は、改革開放路線が軌道にのる1980年代後半からより顕著になりつつある。なかでも雲南省が属する西南区の一入当たりの工農業生産額は常に最下位で、1988年時点では全国平均の半分に満たない(第7表参照)。第1級行政区別で見ると、雲南省と経済発展の目覚ましい上海市では、実に10倍以上の格差が生じている。

こうした中国全体の傾向と同様に、雲南省でも中央県と辺境県に2分割して比較すると、そ

の格差は徐々に拡大しつつある<sup>49)</sup>(第8表参照)。1990年現在で一人当たりの工農業生産額を比較すると、地区別では最高の昆明市の2,679元から最低の文山自治州の302元まで約8.9倍、第2級行政区別では最高の玉溪市の5,055元から最低の魯甸県の160元まで約31.6倍もの格差が生じている。第2級行政区別に1990年現在の一人当たりの工農業生産額を示した第4図で明らかのように、同省のほとんどは500元以下にランクされる極貧状態にあり、経済状態の良好な地域は昆明市周辺に集中する傾向がうかがえる<sup>50)</sup>。また第4図と第2図を比較すると、少数民族比率が高い所ほど一人当たりの工農業生産額が低い傾向が顕著である。



第4図 第2級行政区別一人当たりの工農生産額

こうした経済格差は統計上の行政単位間で確認されるだけでなく、その行政単位内部の都市部—農村部間にも存在する。国家の投資は地域開発拠点になる都市部に集中するのに対し、その周辺農村部は自給自足と国家への食料提供を

第8表 雲南省における経済格差

年度	中央93県		辺境35県		経済格差
	一人当り 工農産額	平均 増加率	一人当り 工農産額	平均 増加率	
1978	394		223		171
1980	416	2.8%	230	1.6%	186
1982	482	7.9	265	7.6	217
1984	595	11.7	313	9.1	282
1985	656	10.3	336	7.3	320
1989	833	6.7	436	7.4	397
1990	883	6.0	453	3.9	430

資料：注10)と注61)第175頁より作成。

注：単位は(元)。

48) 例えば、前掲7)②第65—102頁。他には、大和田滝志「拡大する中国の経済格差」(前掲27)239—262頁)。

49) 辺境県とは、国境に接する1市・26県とそれに隣接する8県を加えた、雲南省でよく使われる分類である。このうち2県以外は本稿で分類した辺境部に属し、1市・31県は民族区域自治地方に属する。辺境県以外を中央県と呼ぶ。

50) 第4図で最高にランクされた所は、全て工業生産額の割合が高い。1990年の工業生産額を100とすると、雲南省全体の工業生産額が62であるのに対し、各地域の工業生産額は昆明市(92)・玉溪市(94)・曲靖市(83)・楚雄市(88)・個旧市(95)・開遠市(91)・大理市(87)と、最高ランクは全て80以上である。これは、雲南省の経済格差が工業—農業間格差の側面を持つことを示唆している。

期待されるにとどまるため、地域社会において都市部と農村部間には経済的・社会的二元構造が生み出されている。雲南省少数民族地帯では、この二元構造が民族分布と対応して特別な意味を持つ。例えば、辺境部の西双版纳州では近年の観光客増加に伴い、宿泊施設の集中する都市部の基盤整備が急速に進んでいる。しかし、この二元構造ゆえにその波及効果は周辺農村部に至っていない。その状況は民族分布に対応して、都市部で現金収入の伴う非生産部門に就くことの多い漢族、周辺盆地部で自給自足するタイ族、山間部で貧困状態にあるハニ族・ラフ族・ワ族といった構図になり、事実上は民族間の経済格差になっている。<sup>52)</sup> 雲南省の経済格差を考える場合は、単なる辺境部—中央部間や都市部—農村部間の「地域問題」ではなく、こうした民族間の「民族問題」としてとらえる視点が強く要求される。

1990年1月の国務院の11条通知における国境貿易の奨励を受けて、雲南省でも1992年6月に辺境部3都市（暹町市・河口県・景洪県）の国境貿易が認可された。この国境貿易のねらいの一つは、中国製物資を辺境都市経由で隣接諸国へ輸出し、そこを拠点に辺境部の自力活性化をはかり、中国全体レベルや雲南省レベルでの経済格差を緩和することにある。しかし、この国境貿易による辺境部活性化政策には、民族間経済格差の観点から問題点が指摘できる。

雲南少数民族の職業構成は農業部門従事者が92.2%を占めており、第2次産業・第3次産業従事者は極めて少ない。国境貿易による影響が

予想される地域の少数民族の農業部門従事率は、イ族が93.5%、ハニ族が95.3%、タイ族が94.1%、チンポー族が92.5%、プーラン族96.1%と、軒並み少数民族の平均よりも高く、<sup>51)</sup> 辺境部の第2次産業・第3次産業は漢族に独占されているといっても過言ではない。こうした民族別の職業構成を考慮に入ると、国際貿易やそれともなう投資で直接的利益を得るのは主に漢族であり、逆に農業従事者の多い少数民族は隣接国からの安い農作物の流入を受けて損害をこうむる可能性が高い。国境貿易による活性化政策には、統計上の地域間経済格差が縮小すればするほど、民族間経済格差が拡大する危険性が内在していると言えよう。

(2)少数民族言語政策とその動向 文革中に民族語文字の使用を否定し漢語教育が強制されたにもかかわらず、雲南少数民族への漢語普及は思わしくなく、民族間でかなりの差がある。同省中央部に多住するイ族・回族やバイ族・ナシ族は、漢語と民族語のバイリンガルで、漢語の読み書きもかなりできる。一方、辺境部諸少数民族は漢語の読み書きの出来ない人が多く、漢語の会話能力も中央部の少数民族と比較して劣っている。<sup>53)</sup> 文革中の漢語教育は民族語文字の普及を阻害しただけでなく、結果的には漢語の普及さえも十分な成功をおさめずに終わった。

少数民族地区が社会主義現代化建設構想に組み込まれようとしている現在、中国では新たに少数民族に対する漢語の普及が試みられている。その際の漢語の位置付けは、中国の政治・経済・文化において特別の地位にあり、経済や科学技

51) 陳忠暖「中国雲南省安寧県における大規模工業開発と地域社会の二元構造」、東北地理41—4, 1989, 201—212頁。

52) 民族別の統計は入手できなかったが、1983年現在の一人当たりの購買力は、非農業労働者の456.74元に対し、農業労働者は132.36元とその格差が指摘されている。前掲14) 第182—183頁。現在この格差がさらに拡大していることは疑いない。

53) 国務院の11条通知は民族区域自治法の貫徹を意図するもので、90年代の少数民族政策の目標とされる。その骨子は、①民族区域自治地方への各種投資増加、②民族区域自治地方への投資誘致、③国境貿易の奨励、④民族団結の強調等からなる。詳細は『人民日報』1992年1月13日。

54) 数値は前掲19) 第432—441頁、による。農業部門には林業・牧業・漁業も含まれる。

55) 中国側の文献では、雲南少数民族の12歳以上の「文盲率」は全国第二位の高率であるとされ、文盲率の低い少数民族として、イ族(55.7%)・回族(42.2%)・バイ族(41.3%)・ナシ族(37.4%)が、逆に高い少数民族として、ミャオ族(73.9%)・ラフ族(82.3%)・ヤオ族(78.5%)・プーラン族(73.6%)等が挙げられている。前掲19) 第441—445頁。

術文化の発展上先進的性質を持つ「中国の主体語文」とされている<sup>56)</sup>。ここには、諸少数民族語と漢語の間に質的な差異を認識し、中国近代化における漢語の役割を強調する傾向がある。一方、少数民族語文字は1984年の自治法により、民族区域自治の枠組みで「自治機関は各民族が自己の言語文字を使用し発展させる自由を保障する」と位置付けられており、決して排除される存在ではないがその地位は低く<sup>57)</sup>、少数民族文字による出版物も極めて少ない<sup>58)</sup>。

雲南省でも国家的要請のもと、その少数民族が自己の民族語文字を持つか否か、また漢語が普及しているか否かで、以下の四つの場合に分けて漢語の普及が推進されている<sup>59)</sup>。

- ①民族文字有・漢語普及→漢語による漢語教育を基本に民族からの要望があれば民族語文字教育。該当民族：イ族・ナシ族・パイ族等。
- ②民族文字有・漢語未普及→民族語文字教育と民族語文字による漢語教育を並行する双語教育。該当民族：タイ族・チベット族・リス族・ワ族・ハニ族・ラフ族等。
- ③民族文字無・漢語普及→漢語による漢語教育。該当民族：回族・モンゴル族・アチャン族等。
- ④民族文字無・漢語未普及→民族語による漢語教育。該当民族：ヌー族・チノー族・トローン族等。

ここでは③以外は全て、民族語や民族文字に対して一定の配慮がなされているが、いずれの場合も、最終目的は漢語の普及にあることは疑

いない。以下では、こうした言語政策に対する少数民族側の動向を検討してみたい。

まず①・②で注目される民族文字であるが、解放以前から独自の民族文字を持っていたものは、雲南省24少数民族中わずか11民族にすぎない。その内訳は民族文字の普及状態から、A) リス族・ラフ族・ミャオ族・ワ族・チンポー族、B) イ族・パイ族・ナシ族、C) タイ族・プーラン族・チベット族、の三つに分類できる。A) はキリスト教宣教師が布教のために考案した表音文字を使用していたもので、文字使用の歴史は半世紀程度にすぎず、その使用者もキリスト教徒に限定されていた。B) は伝統的民族文字を持っていたが、すでに漢語が普及し民族文字の用途は限定されていた。一般民衆レベルで民族文字が浸透していたと言えるのは、宗教機関が教育を担当していたC) のみであった。換言するならば、タイ族とチベット族を除いて、雲南少数民族は民族文字を創出する伝統的文化背景が未熟であるか、もしくは既に漢化が進みそれが希薄になっていたと言える。こうした状況から、西藏自治区のチベット族やイスラム系諸民族と比較して、雲南少数民族は「中国の主体語文」としての漢語を受け入れやすい素地があることも事実である。ちなみにA) とB) の民族文字は歴史的遺産として保護・研究される対象にすぎず、現在では1950年代の文字改革で創出された新しい民族文字が使用されており、少数民族側からの言語政策に対する抵抗はほとんどない。政府の推進する①・②の言語政策に抵抗しているのは、C) のタイ族・プーラン族・

56) 蒙憲「少数民族語言与民族教育」（孫若窮主編『中国少数民族教育学概論』，中国労働出版社，1990）276—288頁。

57) この他に、新自治法における少数民族語は、自治機関の自治権として「民族自治地方の自治機関は職務を執行する際、自治条例の規定に従い、当地で通用する一種または複数の言語文字を使用し、「複数の言語文字を使用するときは自治実行民族のものを主とする」と規定されている。また、漢族幹部と少数民族幹部がお互いの言語を学習しあうことを奨励している。

58) 1990年度の雲南省の出版状況（図書・雑誌・新聞）では、漢語のものが913種類・3,556万件であるのに対し、少数民族語のものは58種類・74万件にすぎない。漢語出版物は他地域からも流入するため、上記の数字が示唆する以上にその種類・発行部数とも豊富である。少数民族語出版物は、民族区域自治地方内の書店であっても容易には見いだせない。少数民族の言語環境は、少なくとも出版状況から見ると、漢語に圧倒されていると言えよう。

59) 1984年に雲南省共産党委員会が提示した「關於改革和發展我省民族教育的意見」による。

チベット族で、これは、西双版纳州のタイ族・ブーラン族間で最も顕在化している。

雲南解放以前、西双版纳州タイ族の民族語文字は、隣接するミャンマー・ラオスに居住するタイ族間ではもとより、周辺少数民族とも意志疎通可能な地域共通語としての役割を果たしていた。ところが1955年の文字改革で新しいタイ文字に改変されて以来、これが従来のタイ文字にかわって学校教育や公的機関で使用されるようになった。<sup>60)</sup> 現在も学校教育で使用されている民族文字は、この新タイ文字である。その教育方式は中国語で「双語教育」と称され、西双版纳州では小学校1・2年時に新タイ文字の読み書きを教え、3年時から徐々にタイ族語による漢語の読み書きの授業を増加していく方法をとっている。タイ族・ブーラン族側の視点にたてば、この双語教育は新タイ文字を道具とした漢語習得教育にほかならず、学年が進むに従って児童数が減少していく事例が報告されている。<sup>61)</sup> タイ族・ブーラン族児童が義務教育離れする一方で、文革で破壊された仏教寺院が修復されるにつれ、仏教寺院における修業・教育が見直されつつある。1981年に655人だった僧侶は、1984年には6,309人と急増し、その多くが学齡期のタイ族男子であった。この原因の一つとして、タイ族有識者の間で旧タイ文字復活の要求が高まりつつある事が挙げられる。新タイ文字が義務教育で普及していくにつれ、旧タイ文字で書かれた仏教經典や歴史書等は一部の老人にしか読めなくなり、旧タイ文字を使用する隣接国のタイ族

との交流にも支障をきたしている。1955年の文字改革は、結果的にタイ族の歴史的連続性と地域的連続性を遮断するものであった。1984年の自治法では、少数民族の宗教・信仰の自由は保障されているものの、「何人も宗教を利用して……国家教育制度を妨害してはならない」と制約が付けられており、今後とも同州では仏教寺院教育と義務教育が対立を深めていくと思われる。

一方、③・④の少数民族言語政策は、民族文字を持たなかった少数民族ゆえに漢語の習得には積極的で、上記のA)・B)と同様で少数民族側からの大きな抵抗はない。知りえた情報では、回族とモンゴル族の間で、近年既に失ってしまった民族文字を復活させようとする動きがある。<sup>62)</sup> 例えば、昆明市内の清真寺(イスラム寺院)では、コーランを原語で読むためアラビア文字の学習会が開かれ、それに多くの児童が参加していた。また、通海県のモンゴル族集居地区の小学校は、内蒙古自治区からモンゴル語教師を招聘し、モンゴル語普及に努力していた。

現在、一連の言語政策を推進する政府側で問題となっているのは、貧困状態にある少数民族児童を如何に就学させるかという事である。その対策としては様々な経済的援助が実施されており、<sup>63)</sup> 1990年の統計によると、全省学齡期児童の94.6%が通学している。しかしながら、辺境部少数民族児童の場合この比率を大きく下回っている。たとえ学校に籍はあっても、粗放的農業を営む彼らにとって年少者は貴重な労働力で

60) タイ族の文字は四つの下部集団に対応して、タイ＝ラー文字(西版纳タイ文字)・タイ＝ナー文字(徳宏タイ文字)・タイ＝ボン文字(臨滄地区)・金平タイ文字(紅河州金平県)の四種類がある。このうち、西版纳タイ文字と徳宏タイ文字に文字改革がなされ、各々の旧文字を加えて、現在六種類のタイ文字が存在する混乱状態にある。タイ族共通の言語文字はなく、その事実が漢語の「中国の主体語文」としての位置付けに説得力を持たせている。

61) 景洪県のタイ族集居区では631人(1981年入学)が75人(1986年卒業)に減少し、勐海県ブーラン族集居区では1986年で一年生290人に対し六年生は35人しかいなかった。穆文春「西版纳傣族自治州教育概観」(王錫宏主編『中国辺境民族教育』, 中央民族学院出版, 1990) 248—261頁。

62) 筆者がおこなった四回の現地調査(1985年8月, 1987年8—10月, 1989年2—3月, 1991年8月)での見聞による。

63) 主な経済的援助には、双免費(学費・雑費の免除, 紅河州で30万人)、三免費(学費・書籍費・文房具費の免除)、生活補助費(半寄宿制の学生に毎月5—10元, 寄宿制の学生に毎月10—20元支給)が挙げられる。

あるため、実際には通学していない児童が多い。<sup>64)</sup>特に近年は学校教育でも経済効率が重視され、辺境部の小中学校の統廃合が進み、半寄宿制や寄宿制の就学方法が広まっている。こうした長期間集落を離れ学校に隔離される就学方式は、少数民族の不評を集めている。

## VI おわりに

本稿では、従来文化的事象に関心が集中していた雲南省を事例に、中国少数民族政策の展開と現在の少数民族問題について若干の分析と考察を加えた。ここで得られた知見は、以下の四点に要約される。

1) 雲南省は少数民族人口規模・少数民族比率・多様性の三点を兼ね備え、中国少数民族状況において重要な地位を占める。同省の少数民族比率は中央部よりも辺境部で高く、国境地帯では75%をこえる所もある。一般に、中央部では漢族が多数派を占め、イ族・回族の居住率が高い。辺境部では各地区の主要民族が異なり民族構成も複雑で、民族別にすみわける傾向が強い。

2) 新中国成立以降、中国政府は雲南少数民族の国民統合を試みる。中央部少数民族は、既に中国の社会経済システムに組み込まれていたため、国民統合は比較的容易であった。しかし、解放当初の辺境部はイギリス・フランス、国民党、土司の三勢力が交錯する緩衝地帯で、共産党勢力が微弱であったため、雲南省政府は民族関係回復・生活援助・民族調査を目的とする民族工作隊を派遣する。彼らの活動で、経済・流通面の統合が急速に進む一方、政治的には、民族上層人を共産党の要職に向かえて民族区域自治地方を設立し、辺境部のほとんどを政治支配機構下に編入する。土地改革・社会主義改造で

は、複雑な民族状況に応じた対応をみせるが、少数民族側に独自の社会発展を歩む自由はなかった。

3) 左傾化時代（1958—1978年）に行なわれた、交通網の整備・国营農場への漢族入植者・漢化政策により、雲南少数民族は自らの主体性を抑圧されたまま、中国への国民統合を決定付けられる。1984年公布の民族区域自治法で、雲南少数民族は制約付きの自治権を認められたが、社会主義現代化構想の一環に位置付けられ、現在では新たに中国全体の枠組みで国民統合を迫られている。

4) 現在雲南省では経済格差が拡大しつつあり、それは単なる地域間格差でなく民族間格差という側面が強い。雲南少数民族の職業構成を考えると、国境貿易による辺境部活性化政策は、地域間経済格差の縮小に貢献しても、民族間経済格差を拡大する危険性を内在している。また、同省では国家的要請のもと漢語の普及が推進されている。元来無文字民族の多い雲南少数民族は、漢語を受け入れやすい素地を持つが、伝統的民族文字を持つタイ族・ブーラン族間で宗教と義務教育の対立が深まっている。

最後に本稿の限界ないしは問題点の幾つかを、今後の課題として整理しておきたい。第一に、中国側の文献資料や現地調査に限界があるため、少数民族言語政策以外は、少数民族政策に対する少数民族側の反応がふれえなかった。一般に、民族政策は設定する側の政府と民族集団間の相互作用で変動していく性質を持つため、少数民族側が政策に対してどう反応したか、また彼らの反応に政府はどう対応したか、今後はこうした点が明らかにされるべきである。第二に、雲南省や雲南少数民族をよりよく理解するためには、他の少数民族地区との比較考察を通して各

64) 雲南省少数民族地区のここ数年の卒業率は約20%と推定されている。徳宏州のチンポー族・リス族地区では、学齢期児童の入学率は90%近かったが、その内卒業したのは27%であった。王錫宏・森健全「雲南辺境民族教育現状と発展対策」（王錫宏主編『中国辺境民族教育』、中央民族学院出版、1990）151—187頁。

々の「地域性」を研究し、その中で雲南省を相対的にとらえることが今後の課題となる。また、<sup>65)</sup> 辺境部少数民族が境界民族である事実を考えると、隣接国の同一民族の動向も視野に入れて検討されるべきである。第三に、将来的には中国の事例をもとに、既に一定の議論が進められている国内植民地主義や国民国家内の第4世界と

いったテーマ<sup>66)</sup>に参入していくことも必要であろう。

〔付記〕 本稿は大阪市立大学文学部に提出した平成4年度卒業論文をもとにしたものである。卒業論文作成にあたり御指導いただいた、大阪市立大学文学部地理学教室の諸先生方に感謝いたします。  
(大阪市立大学・院)

65) この課題では、以下の文献を参考としたい。Mikesell, M. W. and Murphy, A. B., 'A framework for comparative study of minority-group aspirations', *Annals of the Association of American Geographers* 81, 1991, pp. 581-604.

66) このテーマは以下の文献に見い出せる。Gartrell, B., 'Colonialism' and the fourth world: notes on variations in colonial situations', *Culture* 6, 1986, pp. 3-17.

## The Development of Ethnic Minority Policy in Yunnan Province, China

Yoshihisa MATSUMURA

Most modern nation states have been formed through their central governments' delimitation of national boundaries in frontier areas, which were often inhabited by ethnic minority groups. To relax possible ethnic tensions, the central governments have presented ethnic policies. Because the minority policy in a nation is one of the most important factors affecting the process of national integration, it is crucial to explore the development of the policy in detail.

The ethnic minority people in China account for only 6.7% of the country's whole population. However, since the area of their resident districts accounts for more than fifty percent of the nation, and are located at strategically important points, national integration of ethnic minorities has been an essential problem for the Chinese government. Whereas it is said that the government accomplished political equality, it admits the existence of 'inequality as a matter of fact': inter-ethnic differentials in both economic and cultural terms. To ameliorate this problem, the government has attempted to implement policies of economic development and ethnic education in the minority districts. To date, their specific circumstances have been rather unclear, however. In particular, with regard to Yunnan Province, Japanese scholars, including geographers, have thus far paid attention to cultural aspects almost exclusively. The purpose of this paper, keeping Yunnan's historical and geographical factors in mind, is to elucidate the development of ethnic minority policy by the Chinese government in the province.

In the second section, the current situation of the minority ethnic groups is discussed briefly. The twenty-four groups with more than ten million people account for 31.7% of the province's whole population, and these compose eight autonomous prefectures and twenty-nine autonomous counties. Furthermore, the twenty-four groups can be divided into sub-groups. These imply the variety and complexity of the province's ethnic composition. Generally, the percentage of minority population is higher in the frontier districts than in the central districts of Yunnan, and particular minorities tend to concen-

trate partly according to altitude.

The third section is devoted to an explanation of ethnic policy during the period between 1949 and 1958, when an essential aim of the Chinese government's policy was to integrate minority groups into the new system of the communist nation. Even at the time immediately after the foundation of the nation, the central Yunnan districts were under long-standing control of the Han Chinese in terms of socio-economic activities, suggesting a relatively easy integration of them by the Chinese Communist Party. However, the influence of the party in the frontier districts was negligible, because the districts formed a buffer zone, where the powers of Britain, France, the Kuomintang Government and native nationalist headmen were complicated. The Yunnan government sent there a minority maneuvering party in order to establish a better relationship with the minorities, support their lives and investigate their circumstances. In particular, integration policy in terms of economy and distribution was taken seriously at the beginning of this period. With regard to political matters, autonomous districts were established through the assumption of minority leaders to important posts in the Chinese Communist Party, and, as a result, a great part of the frontier districts came under the rule of the party. Minority groups were divided into four different types from the historical stage standpoint of social development. The Yunnan Government presented four land reform methods, correspondent to this minority grouping. Although the land reform based on this method and establishment of collective farms began in 1955, they have made less progress in the frontier districts than in the central parts of the province.

In the fourth section, the ethnic minority policy since 1958 is investigated in relation to social changes in the province. People's communes increased very rapidly at the end of the 1950s in the frontier districts. Many Han Chinese settlers rushed into the national farms there. Since this trend continued during the period of the Great Cultural Revolution, the percentage of minority population in frontier Yunnan decreased. The traditions and culture of the minority groups were severely attacked during this period, but the construction of railway and road networks made great progress. These ethnic policies (1958-1978) were based upon the national logic, that Yunnan was a frontier region of China, regardless of the minorities' wishes, and this was a decisive blow for the province's minorities to be integrated into the nation. The essence of the regional autonomy act in 1984, however, did not lie in guaranteeing rights of the minorities, but in integrating them within the movement of modern socialist construction.

In the fifth section, present problems in Yunnan from the viewpoint of economic disparity and language policy are discussed. Currently expanding economical differentials in the province involve not only the issue of regional disparity, but also that of inter-ethnic differentials, because the existing socio-economic dual structure (the Han Chinese and non-Han Chinese) has given rise to this issue. To alleviate it, the central government of China permitted border trade to the three cities. Nonetheless, it seems likely that such trade policy will expand the inter-ethnic economic disparity. Additionally, the Yunnan government has promoted Chinese language among the minorities. Although they have certainly showed an aptitude for accepting the language, this policy seems problematic. For instance, there has been some resistance toward 'bilingual'

education in Xishuangbanna Autonomous Prefecture, where Buddhist temples have traditionally had an important role in minority education.

Finally, a few problems and limitations of this paper, which I would like to tackle in the near future, are listed here. First, given the nature of a changing interaction between ethnic policy and minorities, their reaction to the policy should be investigated. In this article, primarily the aspect of policy was discussed. Second, for fully understanding distinct characteristics of Yunnan minorities, it is necessary to compare those found in this province with that in other areas in China. Third, the ethnic minority problem in China must be studied in close relation to some broader perspectives such as the 'fourth world' among nation state or 'internal colonialism'.

**Key words:** Yunnan, ethnic minority policy, national integration, economic disparity, language policy